

射水市監査委員告示第 13 号

財政援助団体等監査（指定管理者監査）結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和4年11月に実施した財政援助団体等監査（特定非営利活動法人新湊カモンスポーツクラブ）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年11月29日

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監査委員 折 橋 清 弘

射水市監査委員 吉 野 省 三

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象〔所管課〕

公の施設の指定管理者監査

特定非営利活動法人新湊カモンスポーツクラブ

〔生涯学習・スポーツ課〕

2 監査の実施日

令和4年11月25日（金）

3 監査の期間

令和4年11月2日から令和4年11月25日まで

4 監査の範囲（令和3年度）

令和3年4月1日から令和4年3月末日までに執行された事務事業のうち、指定管理料に係る出納その他の事務

5 監査の方法

監査対象となる財政援助団体等の事務事業について、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、協定書に基づき施設の管理が適切に行われているかを提出された監査資料を審査し、関係書類の調査と関係職員に説明を求め、監査を実施した。

6 指定管理団体の概要

名 称	特定非営利活動法人新湊カモンスポーツクラブ
代 表 者	理事長 竹 内 直 樹
所 在 地	射水市久々湊 467 番地（新湊総合体育館内）

7 指定管理施設の概要

施 設 名	新湊総合体育館及び新湊テニスコート
所 在 地	射水市久々湊 467 番地
所 管 課	生涯学習・スポーツ課
基本協定締結日	令和2年1月24日
指 定 期 間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
管理業務委託料	25,143,000 円（令和3年度）

8 監査の結果

監査の結果、当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務処理は、概ね適正に行われていたものと認められるが、次の事項について措置又は検討されたい。

なお、その他改善を指示した軽易な事項については記述を省略した。

○ 意見

- 1 地域での中学校の部活動の受け入れや子ども向けのスポーツ教室の開催等により、児童生徒の運動能力の向上、育成強化に努められたい。
- 2 施設の老朽化やイベント開催時の駐車場不足については、地域住民のスポーツライフの拠点として、市当局と連携し、利用者の安全性や満足度が高まるよう適切に対応されたい。

(生涯学習・スポーツ課)